

日本組織適合性学会 会告

平成13年11月に開催された理事会において以下の事案が決議され、評議員会並びに総会において承認されましたのでお知らせ致します。

1. 認定制度について

1) 認定制度の設立

認定制度準備委員会より提出されました最終原案が承認されたことにより、平成13年11月2日より、「認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度」が設立されました。よって本誌上に「認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則」ならびに「組織適合性技術者認定制度委員会細則」を公示致します。本制度によって実施される平成14年度 認定HLA検査技術者特例認定実施要領および認定組織適合性指導者特例認定実施要領を本誌に掲載しておりますので、173,174頁を御覧下さい。

2) 組織適合性技術者認定制度委員会の発足

組織適合性技術者認定制度委員会が発足し、以下の方々が委員、協力者として委嘱されました。なお、本委員会の発足に伴い、認定制度準備委員会は平成13年11月2日付けで解散致しました。

組織適合性技術者認定制度委員会

委員長	佐治 博夫	(HLA研究所)
副委員長	小林 賢	(防衛医科大学校)
委員	赤座 達也	(日本赤十字社中央血液センター)
	大谷 文雄	(北里大学医学部)
	木村 彰方	(東京医科歯科大学難治研)
	斉藤 敏	(長野県赤十字血液センター)
	佐田 正晴	(国立循環器病センター)
	中島 文明	(神奈川県赤十字血液センター)
	成瀬 妙子	(東海大学医学部)
	西村 泰治	(熊本大大学院医学研究科)
	丸屋 悦子	(HLA研究所)

資格審査部会

部会長	赤座 達也	(日本赤十字社中央血液センター)
部員	石川 善英	(東京都赤十字血液センター)
	柏瀬 貢一	(東京都赤十字血液センター)
	田中 秀則	(東京都赤十字血液センター)

教育部会

部会長	西村 泰治	(熊本大大学院医学研究科)
部員	木村 彰方	(東京医科歯科大学難治研)
	小林 賢	(防衛医科大学校)
	酒巻 建夫	(国立佐倉病院)
	佐治 博夫	(HLA研究所)

協力者	佐田 正晴	(国立循環器病センター)
	前田 平生	(埼玉医科大学総合医療センター)
	石谷 昭子	(奈良県立医科大学)
	太田 正穂	(信州大学医学部)
	小河原 悟	(福岡大学医学部)
	小林 孝彰	(名古屋大学医学部)
	滝口 雅文	(熊本大学エイズ学研究センター)
	中島 文明	(神奈川県赤十字血液センター)
	成瀬 妙子	(東海大学医学部)
	橋本 光男	(兵庫県立西宮病院)
福西 孝信	(兵庫県立西宮病院)	
丸屋 悦子	(HLA研究所)	

試験問題検討部会

部会長	木村 彰方	(東京医科歯科大学難治研)
部員	石川 善英	(東京都赤十字血液センター)
	石谷 昭子	(奈良県立医科大学)
	太田 正穂	(信州大学医学部)
	小河原 悟	(福岡大学医学部)
	小林 賢	(防衛医科大学校検査部)
	徳永 勝士	(東京大学医学部)
	西村 泰治	(熊本大大学院医学研究科)
	平山 謙二	(長崎大学医学部)
	前田 平生	(埼玉医科大学総合医療センター)

2. 学会事務局の移転について

平成13年11月3日より、本学会事務局が以下の住所に移転致しました。なお、入退会や年会費に関する業務は引き続き学会事務センターにて取り扱います。また、事務局移転に伴い、会則が変更されました。詳細は次頁を御覧下さい。

新住所

〒259-1193

神奈川県伊勢原市望星台

東海大学医学部分子生命科学系遺伝情報部門内

日本組織適合性学会事務局

TEL:0463-93-1121 内線2312, 2653

FAX:0463-94-8884

3. 新評議員について

3名の方が新評議員として承認されました。

今西 規	産業技術総合研究所生物情報解析研究センター
柏瀬 貢一	東京都赤十字血液センター
斎藤 敏	長野県赤十字血液センター

日本組織適合性学会の会則変更について
(平成13年11月2日総会議決による)

1. 日本組織適合性学会会則を以下のように一部変更する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、日本赤十字社中央血液センターにおく。

を、以下に変更する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、理事会が定めた場所におく。

以上

日本組織適合性学会
平成13年度予算案

自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日

収入		平成13年度	12年度(決算)	差異
前年度繰越金		4,433,167	6,553,447	-2,120,280
個人会員年会費	400件	2,660,000	1,854,750	805,250
賛助会員年会費	9件	700,000	700,000	0
学会誌広告費	30件	1,100,000	1,070,000	30,000
学会誌販売	15冊	30,000	67,340	-37,340
雑収入		400,000	0	400,000
利息		4,000	5,397	-1,397
当期収入計		4,894,000	3,697,487	1,196,513
計		9,327,167	10,250,934	-923,767

支出		平成13年度	12年度(決算)	差異
大会援助金		2,000,000	2,000,000	0
学会誌作成費		2,900,000	2,885,400	14,600
旅費		200,000	232,900	-32,900
通信費		250,000	193,368	56,632
事務費		50,000	72,251	-22,251
会議費		50,000	43,290	6,710
事務委託費		400,000	390,558	9,442
QCワークショップ		400,000	0	400,000
予備費		3,077,167	4,433,167	-1,356,000
当期支出計		6,250,000	5,817,767	432,233
当期収支差額		-1,356,000	-2,120,280	764,280
計		9,327,167	10,250,934	-923,767

日本組織適合性学会 平成12年度決算報告書

自 平成12年4月1日
至 平成13年3月31日

(収入の部)	予算	決算	差異
個人会員年会費	2,000,000	1,854,750	△ 145,250
賛助会員年会費	900,000	700,000	△ 200,000
学会誌広告費	1,100,000	1,070,000	△ 30,000
学会誌販売	30,000	67,340	37,340
雑収入	0	0	0
利息	8,000	5,397	△ 2,603
①当期収入合計	4,038,000	3,697,487	△ 340,513
前年度繰越金	6,553,447	6,553,447	0
②収入合計	10,591,447	10,250,934	△ 340,513

(支出の部)	予算	決算	差異
大会援助金	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000
学会誌作成費	2,900,000	2,885,400	14,600
旅費	200,000	232,900	△ 32,900
通信費	250,000	193,368	56,632
事務費	20,000	72,251	△ 52,251
会議費	50,000	43,290	6,710
事務委託費	400,000	390,558	9,442
QCワークショップ	150,000		150,000
予備費	5,621,447	0	5,621,447
支出合計	10,591,447	5,817,767	4,773,680
③当期支出合計	4,970,000	5,817,767	△ 847,767
当期収支差額	△ 932,000	△ 2,120,280	3,052,280
次期繰越金		4,433,167	

(内訳 定期預金:2,038,216 普通預金:1,478,067, 事務センター:948,831 現金:9,053)

注:事務センターの預り金には、前受金41,000円を含みます

平成12年度日本組織適合性学会会計を監査し、適正であったことを認めます

平成13年5月21日 日本組織適合性学会 監事

吉田孝人 (印)

柏木登 (印)

公 示

認定 HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則

(目的)

第1条 この制度は、組織適合性に関する専門知識並びに精度の高い検査の施行を通じて、医療及び社会へ貢献できる認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の育成を目的とする。

(定義)

第2条 認定 HLA 検査技術者とは、HLA 検査に関する基礎的な知識を有し、HLA 検査を正確に行える技能を有する者をいう。

(1) 認定 HLA 検査技術者の英語名称は、Certified HLA Technologist (JSHI) とする。

(2) 認定 HLA 検査技術者の英語略称は、HT/JSHI とする。

2 認定組織適合性指導者とは、HLA 検査に関する広範な知識を有し、かつ指導的立場に立てる者をいう。

(1) 認定組織適合性指導者の英語名称は、Certified Director for Histocompatibility (JSHI) とする。

(2) 認定組織適合性指導者の英語略称は、DH/JSHI とする。

(組織適合性技術者認定制度委員会)

第3条 組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度に関する必要事項を審議する。

2 委員会は、第1条の目的を達成するために、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者を認定する。

3 委員会の組織、運営については別に定める。

(指定履修課程)

第4条 委員会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者育成のために、認定 HLA 検査技術者認定制度指定履修課程（以下「技術者履修課程」という。）及び認定組織適合性指導者認定制度指定履修課程（以下「指導者履修課程」という。）を別に定める。

(認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設)

第5条 認定 HLA 検査技術者育成のために、相当と認められた施設を認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設（以下「指定施設」という。）として認定する。

2 委員会は、認定した施設に対して、「認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設認定証」を交付する。ただし、認定証の有効期間は5年とする。

3 指定施設は、5年ごとに更新の手続きをしなければならない。

4 指定施設は、次の場合に認定が解除される。

(1) 第5条第1項に該当しなくなったとき。

(2) 指定施設の認定を辞退したとき。

(3) 更新手続きを行わなかったとき。

(認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の基準)

第6条 指定施設は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

(1) 認定組織適合性指導者または HLA 検査技術者が勤務し、組織適合性検査に関する教育指導体制

がとられていること。

- (2) 研修に関する要員、設備等が十分であること。
- (3) 備えるべき組織適合性検査の内容については別に定める。

2 外国における施設については委員会が別に定める。

(指定施設の認定及び認定更新)

第7条 指定施設の認定及び認定更新については、委員会の審議による。

(認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

第8条 認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 申請時において日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が通算して3年以上あること。
- (2) 申請時において組織適合性検査に関する業務経験が3年以上あること。
- (3) 申請日から遡る5年間で技術者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
- (4) 申請日から遡る5年間で学会が主催するQCワークショップの参加歴があること。
- (5) 別表により、申請日から遡る5年間で資格審査基準が30単位以上あること。

2 認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験申請書（別記様式第1）
- (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）
- (3) 講習修了証の写し

3 認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

- (1) 受験料は、15,000円とする。

(認定 HLA 検査技術者申請者の認定資格審査、研修、試験及び登録)

第9条 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

2 資格基準を満たす申請者は、委員会が定めた技術者履修課程に基づき指定施設で所定の実技等の研修を受講しなければならない。

3 研修の日時、場所等は資格審査終了後に各申請者に文書で通知する。

4 委員会は、実技等の研修が修了した者に対して、年1回試験を行う。

5 認定試験に不合格の場合、研修歴は翌年の試験まで有効とする。

6 委員会は、認定 HLA 検査技術者としての適否を審査し、適格者を認定 HLA 検査技術者として「認定 HLA 検査技術者認定登録原簿」に登録する。

(認定 HLA 検査技術者の認定効力)

第10条 認定 HLA 検査技術者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

2 登録者には登録時に「認定 HLA 検査技術者認定証」を学会の会長から交付する。

3 登録者は、日本組織適合性学会誌に公告する。

4 認定証の有効期間は、登録した日から5年とする。

(認定 HLA 検査技術者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

第11条 認定 HLA 検査技術者の認定更新申請資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定証の登録日から5年間に別表により資格審査基準が30単位以上あること。
 - (2) 認定証の有効期間満了前の2年間に技術者履修課程に定められた講習を1回以上受講していること。
 - (3) 認定証の登録日から5年間に学会が主催するQCワークショップおよびQCワークショップ集会への参加があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の一ヶ月前から満了日までに委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
- (1) 認定HLA検査技術者認定登録更新申請書(別記様式第3)
 - (2) 資格・更新審査基準証明書(別記様式第2)
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定HLA検査技術者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 登録更新料は、15,000円とする。

(認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

第12条 認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定HLA検査技術者として登録された日から3年を経過した者。
 - (2) 申請時において学会の会員歴が通算して7年以上あること。
 - (3) 申請時において組織適合性検査に関する業務経験が7年以上あること。
 - (4) 申請日から遡る5年間で指導者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
 - (5) 申請日から遡る5年間で学会が主催するQCワークショップの参加歴があること。
 - (6) 別表により、申請日から遡る5年間で資格審査基準が70単位以上あること。
- 2 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- (1) 認定組織適合性指導者認定試験受験申請書(別記様式第4)
 - (2) 資格・更新審査基準証明書(別記様式第2)
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 受験料は、30,000円とする。

(認定組織適合性指導者認定申請者の認定資格審査、試験及び登録)

第13条 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

- 2 委員会は、資格基準を満たす申請者に対して、年1回試験を行う。
- 3 委員会は、認定組織適合性指導者としての適否を審査し、適格者を認定組織適合性指導者として「認定組織適合性指導者認定登録原簿」に登録する。

(認定組織適合性指導者の認定効力)

第14条 認定組織適合性指導者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定組織適合性指導者認定証」を学会の会長から交付する。
- 3 登録者は日本組織適合性学会誌に公告する。
- 4 認定証の有効期間は、登録した日から5年とする。

(認定組織適合性指導者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

第 15 条 認定組織適合性指導者の認定更新申請資格基準は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定証の登録日から 5 年間に別表により更新資格審査基準が 70 単位以上あること。
 - (2) 認定証の有効期間満了前の 2 年間に指導者履修課程に定められた講習会を 1 回以上受講していること。
 - (3) 認定証の登録日から 5 年間に学会が主催する QC ワークショップおよび QC ワークショップ集会への参加歴があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の一ヶ月前から満了日まで委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
- (1) 認定組織適合性指導者認定登録更新申請書（別記様式第 5）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）
 - (3) 講習修了証の写し
- 3 認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 登録更新料は、30,000 円とする。

（認定組織適合性指導者の認定更新基準を満たさない場合の措置）

第 16 条 第 15 条第 1 項の更新申請資格基準を満たさない者であっても、第 11 条第 1 項の更新申請資格基準を満たしている場合には認定 HLA 検査技術者として更新することができる。

- 2 申請手続きは、第 11 条第 2 項及び第 3 項に従う。
- 3 次回の更新時に認定組織適合性指導者の更新申請資格基準を満たしていれば、認定組織適合性指導者へ認定変更することができる。

（認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項変更手続き）

第 17 条 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項に変更が生じた者は、すみやかに委員会事務局に認定証記載事項変更申請書（別記様式第 6）を提出しなければならない。

- 2 変更手数料は、2,000 円とする。

（認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の再交付手続き）

第 18 条 認定証を紛失、破損などにより認定証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第 7 でそれを気が付いた日から 30 日以内に申請しなければならない。

- 2 再交付手数料は、2,000 円とする。

（認定の取り消し）

第 19 条 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

- (1) 認定 HLA 検査技術者又は認定組織適合性指導者の認定更新をしなかったとき。
 - (2) 学会を退会したとき。
 - (3) 認定 HLA 検査技術者又は認定組織適合性指導者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項(3)の判定は、委員会が審議に基づき、これを行う。

（規則の変更）

第 20 条 この規則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、学会の総会の承認を得なければならない。

(細則)

第21条 この規則の実施に関し必要事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成13年11月2日から施行する。

この規則が施行された日から2年間に限り、認定組織適合性指導者の認定は、別に定める資格特例認定実施要領によって実施する。

平成14年度の認定HLA検査技術者の認定試験は、別に定める認定HLA検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

別表(第8条、第11条、第12条及び第15条関係)

種 類	単 位 数	備 考
原 著 論 文	筆頭者は一つにつき15単位とする。	日本組織適合性学会誌に限る。
	共著者は一つにつき10単位とする。	
	筆頭者は一つにつき10単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき7単位とする。	
著 書 ・ 総 説	筆頭者は一つにつき10単位とする。	組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき7単位とする。	
学 会 発 表	筆頭者は一つにつき10単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	共著者は一つにつき7単位とする。	
	筆頭者は一つにつき7単位とする。	米国組織適合性学会大会、欧州組織適合性学会大会、国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップに限る。
	共著者は一つにつき5単位とする。	
学 会 参 加	一回につき5単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	一回につき3単位とする。	米国組織適合性学会大会、欧州組織適合性学会大会、国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップに限る。
	一回につき2単位とする。	上記以外の組織適合性に関する学会に限る。ただし、5年間で10単位を限度とする。
実 技 研 修 参 加	一回につき5単位とする。	ただし、認定HLA検査技術者の更新時において更新資格審査基準が規定単位数に達しない場合に限り5単位まで認める。
講 習 参 加	一回につき5単位とする。	
QCワークショップ 集 会 参 加	一回につき5単位とする。	

公 示

組織適合性技術者認定制度委員会細則

(目的)

第1条 この規則は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度の適正な実施を図るための組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の事務局に置く。

(構成)

第3条 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
 - (3) 委員若干名
- 2 役員は次の規定により選任する。
- (1) 委員は、学会の評議員の中から学会の会長が委嘱する。ただし、委員には教育担当の理事が含まれていなければならない。
 - (2) 委員長は、学会の理事および指名理事の中から学会の会長が委嘱する。
 - (3) 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 3 第3条第1項の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 委員会役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は、本細則に定められた事項を議決する。

(業務)

第5条 委員会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度を実施するため、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度履修課程の作成
- (2) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請者および更新者の資格審査
- (3) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請のための講習会
- (4) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定更新申請のための講習会
- (5) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験のための実技研修会
- (6) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験および登録
- (7) 認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の認定資格審査および登録。
- (8) その他委員長が必要と認めた事項

(会議)

- 第6条** 委員会は、年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。

- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は、他の委員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された委員が代わりに執行する。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決される。

(記録)

- 第7条** 委員会の委員長は、議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
- 2 議事要旨の公開について学会の会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(除名)

- 第8条** 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の3分の2以上の同意による議決をもって除名することができる。

(専門部会)

- 第9条** 委員会は、専門事項を調査協議するために次の専門部会を置く。
- (1) 資格審査部会
 - (2) 教育部会
 - (3) 試験問題検討部会
 - (4) その他委員長が必要と認めた専門部会
- 2 各専門部会の部会長は、委員会の委員の中から委員長が委嘱する。ただし、教育部会の部会長は学会の教育担当の理事をもって充てる。
 - 3 各専門部会に属する部員は、その部会の部会長が学会の会員の中から指名し、委員会の委員長が委嘱する。
 - 4 各専門部会の部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長がその部会の部員の中から指名した代理者がその職務を行う。
 - 5 各専門部会の部会長及び部員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 部会の審議事項を委員会に答申し、最終決定は委員会で行う。

(専門部会の会議)

- 第10条** 各専門部会は、年1回開催する。ただし、各専門部会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 2 各専門部会は、その部会長が主宰する。
 - 3 各専門部会は、部員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で専門部会に出席できない場合は、その専門部会の他の部員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された部員が代わりに執行する。
 - 4 各専門部会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決される。
 - 5 各専門部会で議決された事項は、委員会の承認を得なければならない。
 - 6 各専門部会の部会長は、議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
 - 7 議事要旨の公開について学会の会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(資格審査部会の業務)

- 第 11 条** 資格審査部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定資格審査を行う。
- 2 資格審査部会は、認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の被指定資格審査を行う。

(教育部会の業務)

- 第 12 条** 教育部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定試験受験及び認定更新に必要な履修課程を作成する。
- 2 教育部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定試験受験及び認定更新に必要な講習会を企画する。
- 3 教育部会は、認定 HLA 検査技術者の認定試験受験に必要な実技研修会を企画する。

(試験問題検討部会の業務)

- 第 13 条** 試験問題検討部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定を行うために必要な認定試験問題の作成を行う。
- 2 試験問題検討部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験の採点を行い、合否案を作成する。

(経費)

- 第 14 条** 本委員会の経費は、認定試験受験料、認定更新申請料、各種手数料、補助金、寄付金、その他で支弁する。

(会計年度)

- 第 15 条** 本委員会の会計年度は 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日とする。

(会計監査)

- 第 16 条** 収支決算は、学会の監事の監査を受けた後、学会の理事会、評議員会並びに総会の承認を得なければならない。

(細則の変更)

- 第 17 条** この細則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

- 第 18 条** この細則の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

附 則

この細則は、平成 13 年 11 月 2 日から施行する。